平成２８年（フ）第１５３号
茨城県龍ケ崎市長沖町1663番地
破産者　株式会社佐藤工業
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
栃木県宇都宮市一条４丁目１番８号
破産者　株式会社油定
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８号
栃木県宇都宮市一条２丁目７番１号　双葉ハイム一条303号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市一条４丁目１番８号
破産者　鈴木　定浩
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
栃木県真岡市熊倉２丁目18番地５　コーポきぬ２　103号、開始決定時の住所栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸655番地
破産者　押野　弘文
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２３号
沖縄県宜野湾市字真志喜623番地２　サンクチュアリマシキ　401号、開始決定時の住所沖縄県中頭郡北谷町美浜２丁目５番地７　プレミスト美浜1102号
破産者　廣野　将輝
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３４号
栃木県大田原市中央２丁目12番４号
破産者　株式会社優学舎
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２４号
栃木県真岡市台町4165番地
破産者　有限会社好文堂書店
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６０号
埼玉県越谷市南越谷４丁目９番地６
破産者　株式会社イッセイプロモーション
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
山梨県南アルプス市下市之瀬1545番地９
破産者　甲和貨物倉庫有限会社
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
兵庫県姫路市的形町的形1508番地の２
破産者　株式会社テラオカ
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８１号
横浜市鶴見区馬場４丁目25番９号
破産者　株式会社英電社
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５７号
横浜市都筑区中川中央１―22―15、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区中川中央１丁目22番５号グレイスコート301
破産者　株式会社ＴＳＫ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５８号
横浜市都筑区中川中央１―22―15、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区茅ケ崎中央18番８号
破産者　有限会社シー・アイ・エス
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６５号
神奈川県藤沢市遠藤350番地４
破産者　有限会社安藤工業
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６６号
神奈川県藤沢市遠藤350番地４
破産者　株式会社トラストワン
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
島根県浜田市真光町１番地
破産者　佐々本明美
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８３号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目15番16号　ライオンズマンション306号
破産者　杉田　光夫
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１７０号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台３丁目24番地１アドミラブール106号、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字藤田312番地
破産者　加藤　富男
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７７号
埼玉県熊谷市村岡143番地８　村岡ビューハイツＢ203
破産者　星野　康広
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８１号
埼玉県深谷市東方3408番地10　パインゴールド301号、旧事業所所在地埼玉県深谷市東方4290番地３
破産者　高橋工業こと　高橋　郁雄
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部